

令和 2 年度

健全化判断比率等の審査意見書

館 林 市 監 査 委 員

0・8・3

令和3年8月10日

館林市長 多田善宏 様

館林市監査委員 早川 勉

同 井野口 勝 則

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算における健全化判断比率等の審査を終了したので、次のとおり意見を提出します。

## 目 次

第1	審 査 の 基 準	1
第2	審 査 の 種 類	1
第3	審 査 の 対 象	1
第4	審 査 の 着 眼 点	1
第5	審 査 の 実 施 内 容	1
第6	審 査 の 期 間	1
第7	審 査 の 結 果	1
第8	審査の対象となる比率の概要	2
	（1）健全化判断比率の状況	2
	（2）公営企業会計の資金不足比率の状況	4
	審 査 意 見	5

# 令和2年度 館林市財政健全化等の審査意見

## 第1 審査の基準

館林市監査基準（令和2年館林市監査委員訓令第1号）

## 第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項に規定する健全化判断比率等審査

## 第3 審査の対象

- 1 健全化判断比率
  - 実質赤字比率
  - 連結実質赤字比率
  - 実質公債費比率
  - 将来負担比率
- 2 資金不足比率
- 3 審査に付された比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第4 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率は、法令で規定された算式に基づき正確に算定されているか、算定された比率は、その算定の基礎となる事項を記載した書類と整合するかを主な着眼点とした。

## 第5 審査の実施内容

市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠して作成され、比率の対象となる赤字、公債費及び将来負担の状態を適正に表示しているかを検証するため、館林市監査基準に基づき、各会計の決算書や決算統計など関係諸帳簿及び証拠書類との突合、検算等を実施した。

なお、資金不足比率において、令和2年度から下水道事業会計が地方公営企業法の一部適用となり、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計が統合されたことから、令和元年度と比較ができないことを申し添える。

## 第6 審査の期間

令和3年7月9日から8月6日まで

## 第7 審査の結果

審査に付された各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠し、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、審査した各比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、早期に健全化すべき対象のものはなかった。

## 第8 審査対象となる比率の概要

### (1) 健全化判断比率の状況

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標であり、それぞれの比率の状況については、次のとおりである。

#### ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等（普通会計）の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、赤字の程度を指標化し、財産運営の深刻度を示す指標である。

本市の一般会計等（普通会計）は黒字であり、実質赤字比率は「－」と表示されている。

なお、本市における早期健全化基準は12.66%、財政再生基準は20.00%であり、当該基準に該当しない。

(単位:千円、%)

区 分	2年度	元年度
① 一般会計等の実質赤字額	△ 2,051,219	△ 1,937,777
② 標準財政規模	16,732,552	16,207,608
③ 実質赤字比率	－	－
④ 早期健全化基準	12.66	12.69
⑤ 財政再生基準	20.00	20.00

(参考) 算式

$$\text{③ 実質赤字比率} = \frac{\text{① 一般会計等の実質赤字額}}{\text{② 標準財政規模}} \times 100$$

#### イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等（普通会計）及び公営事業会計を合算した実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、本市全体としての財政運営の深刻度を示す指標である。

本市の一般会計等（普通会計）及び公営事業会計は黒字であり、連結実質赤字比率は「－」と表示されている。

なお、本市における早期健全化基準は17.66%、財政再生基準は30.00%であり、当該基準に該当しない。

(単位:千円、%)

区 分	2年度	元年度
① 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額	－	－
② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金不足額の合計額	－	－
③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額	2,729,439	2,317,159
④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金剰余額の合計額	207,184	119,686
⑤ 標準財政規模	16,732,552	16,207,608
⑥ 連結実質赤字比率	－	－
⑦ 早期健全化基準	17.66	17.69
⑧ 財政再生基準	30.00	30.00

(参考) 算式

$$\text{⑥ 連結実質赤字比率} = \frac{\left( \begin{array}{l} \text{①一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額} \\ \text{②公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{③一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額} \\ \text{④公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額} \end{array} \right)}{\text{⑤標準財政規模}} \times 100$$

## ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものである。

一般会計等（普通会計）、公営事業会計及び一部事務組合等を対象とした元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、直近3年間の平均値で示されている。

なお、本市における早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%であり、当該基準に該当しない。

(単位: 千円、%)

区 分	2年度	元年度	30年度
①元 利 償 還 金	2, 112, 178	2, 192, 612	2, 206, 811
②準 元 利 償 還 金	1, 175, 699	938, 633	888, 722
③特 定 財 源	550, 101	600, 542	545, 059
④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1, 880, 493	1, 806, 248	1, 830, 195
⑤標 準 財 政 規 模	16, 732, 552	16, 207, 608	16, 124, 606
⑥実質公債費比率(単年度)	5. 77215	5. 03046	5. 03889
⑦実質公債費比率(3か年平均)	5. 2	4. 9	4. 9
⑧早 期 健 全 化 基 準	25. 0	25. 0	25. 0
⑨財 政 再 生 基 準	35. 0	35. 0	35. 0

(参考) 算式

$$\text{⑥ 単年度実質公債費比率} = \frac{\left( \text{①元利償還金} + \text{②準元利償還金} \right) - \left( \text{③特定財源} + \text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right)}{\text{⑤標準財政規模} - \text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

## エ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものである。

一般会計等（普通会計）、公営事業会計、一部事務組合及び地方公社等を対象とした将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

なお、本市における早期健全化基準は350.0%であり、当該基準に該当しない。

また、この比率について、財政再生基準は定められていない。

（単位：千円、%）

区 分	2年度	元年度	増減
① 将来負担額	43,847,483	44,019,123	△ 171,640
② 充当可能基金額	4,523,543	4,258,276	265,267
③ 特定財源見込額	1,693,260	1,508,285	184,975
④ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	23,576,826	23,568,513	8,313
⑤ 標準財政規模	16,732,552	16,207,608	524,944
⑥ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,880,493	1,806,248	74,245
⑦ 将来負担比率	94.6	101.9	△ 7.3
⑧ 早期健全化基準	350.0	350.0	

（参考）算式

$$\text{⑦ 将来負担比率} = \frac{\text{① 将来負担額} - (\text{② 充当可能基金額} + \text{③ 特定財源見込額} + \text{④ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{⑤ 標準財政規模} - \text{⑥ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

## （2）公営企業会計の資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業会計について、会計ごとに算定される事業の規模とその資金の不足額の比率である。

本市の下水道事業会計は資金不足を生じていないため、資金不足比率は「－」と表示されている。

なお、本市における経営健全化基準は20.0%であり、当該基準に該当しない。

（単位：千円、%）

会計	区 分	2年度	元年度
下水道事業	① 資金の不足額	△ 180,184	—
	② 事業の規模	663,646	—
	③ 資金不足比率	—	—
経営健全化基準		20.0	20.0

（参考）算式

$$\text{③ 資金不足比率} = \frac{\text{① 資金の不足額}}{\text{② 事業の規模}} \times 100$$

## 審査意見

健全化判断比率及び資金不足比率について審査したところ、すべての数値は国の示す基準の範囲内で推移しており、基準値を超える比率はなかった。

しかし、実質公債費比率は、単年度及び3か年平均とも前年度と比較し、上昇しており、財政の硬直化が進んでいる。

なお、将来負担比率は前年度と比較し、7.3ポイント改善している。

今後、一般財源の大幅な伸びが期待できない中ではあるが、負債の削減や安定的な財源の確保に取り組むとともに、全ての事業を精査し、優先的に実施すべき事業の選択を行い、限られた財源の有効活用を図ることにより、更なる健全な財政運営に努められたい。

また、下水道事業については、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計を統合し、令和2年度から地方公営企業法を一部適用した公営企業会計に移行し、初めての決算となった。

今後は、老朽化した下水道施設の改修・維持管理を行うとともに、職員の経営に対するコスト意識を高め、効率的で長期的に安定した事業経営を望むものである。